



2016年5月17日

## 平成28年熊本地震により被災された個人型確定拠出年金 制度加入者の方への特例措置について

このたびの地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

平成28年熊本地震で被災された個人型確定拠出年金制度加入者の方に対して、国民年金基金連合会が掛金納付の特例措置を設けましたのでお知らせします。

### <特例措置の概要>

熊本地震により被災された個人型年金加入者の方は、お申し出により、平成28年3月分掛金(4月26日引落分)から掛金納付の一時停止、ならびに納付再開時の一括納付が可能となります。なおこの措置の終了日は国民年金基金連合会により別途定められます。

内容の詳細については国民年金基金連合会のホームページでご確認いただけます。

リンク:<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/kouhyou.pdf>

お申し出をご希望の場合は、アンサーセンター(0120-401-648)までお問い合わせください。

以上